

志津南学区青少年育成委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、志津南学区まちづくり協議会(以下、まち協)会則14条第1項第3号に規定する青少年育成委員会の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 志津南学区青少年育成委員会(以下、本委員会)は、志津南学区内の個人および団体の有機的な連携を図りながら、学区民一人ひとりの総意を結集し、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、本委員会の趣旨に賛同する学区内の個人及び団体で組織する。

第4条 本委員会は、第2条の目的を達成するため、育成活動部会・非行防止部会・広報部会の三部会を設置し、草津市青少年育成市民会議(以下、市民会議)との連携のもと、次の活動を行う。

- (1) 青少年の健全な育成を図るための住民運動の推進活動。
- (2) 健全な青少年活動を支援し、奨励するための活動。
- (3) 青少年の非行および事故の防止ならびに社会環境の浄化のための活動。
- (4) 青少年に有害となる情報の収集およびこれへの対策ならびに啓発活動。
- (5) 青少年の健全育成に関わる広報・啓発活動。
- (6) その他本委員会の目的を達成するための活動。

2 前項の活動は、必要に応じてまち協会則施行細則第3条の各組織および教育機関等との連携・協力のもとで行う。

(委員)

第5条 本委員会は、まち協会則第14条第2項の規定により、各町内会(自治会)から選出された委員と協力員とで構成し、委員の任期は1年とする。

2 委員に欠員が生じた場合は、欠員となった委員が所属していた町内会(自治会)が速やかに補欠委員を選出し、本委員会にて承認するものとする。

3 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 第1項の委員のうち協力員の設置は本委員会の承認を得るものとする。

5 委員の再任は妨げない。

6 委員はその任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員)

第6条 本委員会に次の役員をおく。その任期は1年とし、再任を妨げない。

委員長 1名；副委員長 1名；事務局長 1名；会計 1名；育成活動部長 1名；非行防止部長 1名；広報部長 1名

2 役員は委員の互選によって選出する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は本委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

3 事務局長は本委員会の一切の庶務を処理する。

- 4 会計は本委員会の会計事務を処理する。
- 5 各部長は管轄部会の役務を執行する。
- 6 委員は本委員会主催の行事および共催行事の執行を補佐する。

(顧問)

第8条 本委員会は顧問をおくことができる。顧問の任命は三役で決定し、任期は役員に準じる。

- 2 顧問は委員長の諮問役として、委員長に意見を具申することができる。

(会議)

第9条 本委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 本委員会の会議は過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数によって議決される。
- 3 会議の議長には委員長があたる。
- 4 委員長は必要に応じて、第6条に規定する役員の中から必要なメンバーを招集して、役員会を開催することができる。

(草津市青少年育成市民会議との関係)

第10条 本委員会は市民会議との関係において区民会議の役割を担う。

- 2 委員長及び副委員長は市民会議において理事として登録する。
- 3 各部長は市民会議において各部会に登録する。
- 4 市民会議における運営委員は本委員会の互選により選出する。

(経費)

第11条 本委員会の経費は、まち協からの事業資金の交付、その他の収入によってまかなう。

(会計年度)

第12条 本委員会の会計年度は、まち協会則第18条に準じ、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規則の改廃)

第13条 本委員会規則は、委員会において、出席者の過半数の同意を得て改廃することができる。

(事務局)

第14条 本委員会の事務局は、志津南まちづくりセンター内に置く。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、本委員会の運営その他必要な細則は役員会において定める。

付則

本会則は平成10年4月1日から施行する。

平成11年4月1日一部改訂[名称変更, 役員の追加, 4部会の設置, 施行細則追加(個人, 団体の明示)]

平成15年4月1日一部改訂[名称変更(学区→地区)]

平成16年4月1日一部改訂[役員構成, 役員選出, 役員任務, 役員会構成の一部改正]

平成21年4月1日一部改定[第12条 慶弔費の項目追加(内容を明確にする。)]

平成22年4月1日一部改定[部会の統合、新設と名称変更:地域活動部会と家庭部会を統合し育成活動部会に、環境浄化部会を非行防止部会に、広報啓発部

会を広報部会に変更。有害情報部会を新設]

平成25年4月1日一部改定[まちづくり協議会への移行に伴い全面改定し、本則の名称も「志津南地区青少年育成区民会議会則」から「志津南地区青少年育成委員会規則」に変更する。]

平成25年5月11日一部改定[まちづくり協議会会則の改訂に伴う改訂：第1条『～会則13条第1項第6号』→『～会則13条第1項第4号』、第12条『～会則第18条に準じ』→『～会則第17条に準じ』]

平成26年4月1日一部改定[①本則の名称を「志津南学区青少年育成委員会規則」に変更する。

②第1条、第2条の『志津南地区』を『志津南学区』に変更する。

③第1条『～会則第13条第1項第4号』→『～会則第14条第1項第3号』④第4条第2項『～細則第2条』→『～細則第3条』⑤第5条第1項『～会則第13条』→『～会則第14条』⑥第5条第2項『～町内会が』→『～町内会等が』⑦第12条『～会則第17条』→『～会則第18条』：以上まち協会則の改訂に伴う改訂

⑧第5条第1項『青少年育成委員会』→『本委員会』：第2条の条文との整合を取るための改訂]

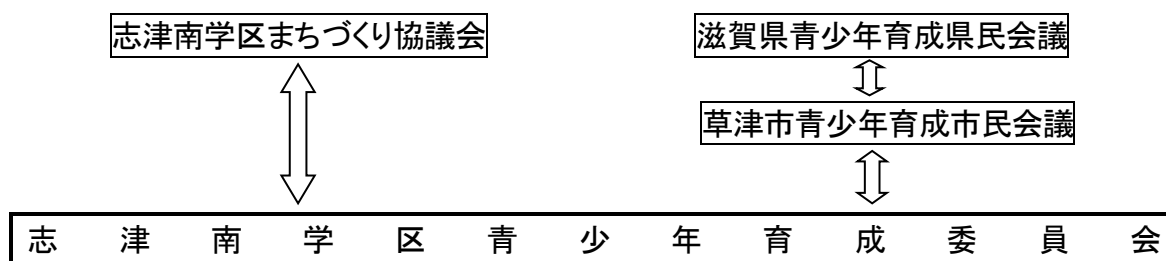
⑨第4条の『有害情報部会』、第6条第1項の『有害情報部長1名』を削除。第4条の『四部会』を『三部会』に変更：以上草津市青少年育成市民会議の組織改訂に伴う改訂。

令和5年4月1日一部改訂①名称及び表記変更（まち協会則に基づく）

②第10条 市民会議における役割の明確化（市民会議体制に基づく）

令和6年4月1日一部改訂〔第10条 市民会議における役割変更〕

【組織図】



◎本部(委員長、副委員長、事務局長、会計他)・・・委員会の運営全般・他団体との連携、小・中学校あいさつ運動、子ども110番の家支援活動

◎育成活動部・・・あいさつ運動啓発作品の取り組み

◎非行防止部・・・愛の声かけパトロール実施、有害情報対策

◎広報部・・・広報紙の編集・発行、志津南 NEWS 原稿作成